

。厚生労働省
環境省
経済産業省
告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第四項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第一種監視化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成十七年二月二十三日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

経済産業大臣 中川 昭一

環境大臣 小池百合子

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第4項の規定に基づき、第一種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
19	塩素化パラフィン（C11、塩素数7～12）	（2） - 68
20	ジエチルビフェニル	（4） - 16
21	水素化テルフェニル	（4） - 41
22	ジベンジルトルエン	（4） - 638